

# MAITSURU×tsukurun Project ! 委託業務仕様書

## 1 業務の名称

MAITSURU×tsukurun Project !

## 2 趣旨・目的

群馬県では、IT人材の不足と女性の就労問題を解決するため、求職中やキャリアアップを目指す女性に対し、ITスキルの習得から就労までを一体的に支援する「MAITSURUプロジェクト」を実施している。

「MAITSURU×tsukurun Project！」は、「MAITSURUプロジェクト」を発展させ、対象を女子中高生まで拡大する。さらに、群馬県デジタルクリエイティブ人材育成施設「tsukurun」（以下、tsukurunとする。）と連携することで、デジタルに関心を持つ女子中高生の裾野を広げることを目的としたプロジェクトである。本格的なキャリア選択前の女子中高生及びその保護者に対し、デジタルスキルを活かして働く女性ロールモデルとの交流やデジタル体験等の機会を提供し、将来的な女性デジタル人材の育成、就労促進につなげる。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### （1）「女性ロールモデルとの交流・デジタル体験会」の企画・運営

#### ア 目的

女子中高生とその保護者のデジタル技術等に対する興味・関心を高めるとともに、デジタルスキルを活かして働くことへの意欲向上につなげる。

#### イ 開催回数・規模

- ・「4(1)ウ 実施時期」に記載の期間内に5回以上開催する。
- ・1回あたりの定員は、女子中高生とその保護者を合わせて20名程度とする。
- ・原則、単発のイベントとする。ただし、事業効果を高めるために、連続イベントとして提案することも可能。

#### ウ 実施時期

令和8年6月～令和9年2月の間

※開催日・時間は、土日、祝日や夏休み期間中など、中高生の参加しやすさに配慮すること。

#### エ 対象者

群馬県内に在住または在学している女子中高生とその保護者

#### オ 開催場所

- ・イベントはすべて対面で開催するものとする。
- ・会場は、tsukurun（サテライトを含む）のほか、県内の他の会議室等とする。tsukurunの利用については県で手配を行うが、他の会場で開催する場合は、受託事業者が手配すること。

## カ 内容

### 【女性ロールモデルとの交流】

デジタルスキルを活かして活躍する女性起業家や、県内IT企業等の若手・中堅女性社員を講師に招き、デジタル分野に関心を持ったきっかけやキャリア、現在の仕事内容等についてお話しいただくとともに、質疑応答等を通して交流を図る。

### 【デジタル体験会】

- ・生成AIやプログラミング等のデジタル技術に対する興味・関心を高め、デジタルスキルがどのように仕事につながるかについて理解を深める体験イベントを実施する。
- ・会場がtsukurunの場合は、設置されているPC等の機材を使用することができる。他の県内の会議室等で開催する場合及びtsukurunに設置されていない機材を使用する場合には、必要経費を積算し、計上すること。なお、tsukurunで使用可能な機材はtsukurun公式ホームページ(<https://gunma-tsukurun.jp/>)のとおり。

### (体験の例)

アプリ企画・UIデザイン体験、AIチャットボット作成体験、生成AI等を活用したデータ分析体験、デジタルイラスト制作等

### 【共通事項】

- ・イベント全体を通じて、デジタルに対する興味・関心の醸成にとどまらず、デジタルと仕事を結びつける内容とすること。詳細なイベントの内容（日程・会場を含む）は、契約締結後に県と受託事業者との協議で決定する。
- ・講師と参加者双方向の交流が生まれやすい工夫を行うこと。
- ・講師の選定や招聘については、原則、県が調整を行うものとするが、受託事業者も提案や情報提供等の協力をすること。
- ・交流会及び体験会は、原則同日に開催し、開催時間は各回2時間程度とする。ただし、事業効果の向上に資する場合は、これによらない提案も可能とする。

## キ アンケートの実施

イベント開催後、参加者の満足度や意識変化について把握するためのアンケートを実施する。アンケート内容は事前に県と協議の上、決定すること。

## ク 目標数値

- ・イベント参加者（女子中高生及びその保護者） 延べ100名
- ・イベント参加によるデジタル技術による関心の向上及び就労意欲向上 8割以上

## (2)「保護者向けオンライン交流会」の企画・運営

### ア 目的

女子中高生の進路や就職先の選択に影響を与える保護者層の意識啓発につながるオンライン交流会等を実施する。

### イ 開催規模・回数

- ・「4(2)ウ 実施時期」に記載の期間内に、2回以上開催すること。
- ・1回あたりの定員は20名程度とする。
- ・原則、単発のイベントとする。ただし、事業効果を高めるために、連続イベントとして提案することも可能。

### ウ 実施時期

令和8年6月～令和9年2月の間

※イベント開催日・時間等は、保護者層(特に、子育て中の女性)の参加しやすさに配慮すること。開催時間は、各回1～2時間程度とする。

### エ 対象者

群馬県内在住もしくは群馬県内に在学する子を持つ保護者

※事業の趣旨・目的に鑑み、女子中高生の保護者を優先する。

### オ 開催場所

原則、オンラインでの開催(ライブ配信)とするが、他の提案も可能とする。

### カ 内容

- ・県内IT企業等の若手・中堅女性社員や人事担当者等を講師に招き、業務内容やキャリア、女性が活躍しやすい職場環境等についての講演等を通じて、県内企業や広くデジタル分野への理解促進につなげるものとする。
- ・イベントの内容や開催時間・方法、講師等の詳細については、受託者と県で協議の上、決定する。なお、講師の選定や招聘については、原則、県が調整を行うが、受託事業者も必要に応じて情報提供等の協力を行うこと。

### キ アンケートの実施

イベント開催後、参加者の満足度や意識変化について把握するためのアンケートを実施する。アンケート内容は事前に県と協議の上、決定すること。

### ク 目標数値

- ・イベント参加者数 延べ40名
- ・イベント参加による意識変化 8割以上

## (3)参加者の募集・事業周知

- ・「(1)女性ロールモデルとの交流・デジタル体験会」及び「(2)保護者向けオンライン交流会」について、参加者を募集し、応募受付等を行うこと。
- ・イベントの告知に必要なチラシ等の広報資材を作成し、データを納品すること。なお、印刷は原則不要とする。
- ・集客は県と受託事業者が連携して実施するものとする。特に、女子中高生及び子育て中の女性に対し訴求力がある広報媒体や周知経路を活用した集客を実施すること。

#### (4)取組の周知

##### ア 目的

「(1)女性ロールモデルとの交流・デジタル体験会」及び「(2)保護者向けオンライン交流会」の様子や効果等を発信するPR資材を制作し、事業効果をイベント参加者以外にも普及させる。

##### イ 制作物

- ・動画(10分程度) 1本以上 ※必須
- ・その他、誌面やWeb、マスメディア等の媒体を利用する提案も可能とする。提案にあたっては、女子中高生をはじめ、保護者層や教育関係者への発信効果について考慮すること。

##### ウ 実施内容

- ・制作物の企画・構成や撮影、編集方法等は、受託者の提案のもと、県と協議して決定するものとする。ターゲットは、県内女子中高生のほか、保護者層及び学校関係者とする。
- ・県が自ら撮影や取材、編集等を実施する場合がある。
- ・動画や写真等の撮影、利用については、イベント実施時に参加者及び講師等に対して周知し、了承を得ること。

##### エ 利用方法

県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」等での公開

##### オ 納品

- ・動画はMP4データで納品すること。
- ・ただし、本委託事業内で制作した素材・データ等の成果物については、編集可能な状態で納品を求める場合がある。

#### (5)その他自由提案

本事業の効果向上に資する具体的な提案がある場合は、上記(1)～(4)に加えて提案すること。

### 5 実績報告等

業務の実施にあたっては、以下の報告を行い、円滑な事業の実施に努めること。

#### (1)事業報告

4(1)及び(2)の各事業終了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出すること。報告項目は以下のとおり。

- ・各事業の申込者数、参加者一覧(氏名・年齢・居住市町村等)、実施内容、アンケート結果(満足度、感想等)

## (2)最終報告

契約満了日までに事業実施の成果及び収支をまとめた実績報告書を提出すること。

## (3)随時報告

上記(1)(2)とは別に、県から、事業の実績や進捗状況等に関する報告を求める場合がある。

## 6 委託費に関する留意事項

(1)本事業は、地域未来交付金を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。また、県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

本事業の委託費による支出については、使用目的(購入物の場合は具体的な品目)、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書などの証明書類を整備し、業務終了後5年間は保管しておくこと。

(2)本業務の支払いは、原則として、事業終了後に県が行う検査に合格してからとなる。委託費は、経理書類に基づき算出される実績額を委託費上限額の範囲内で確定し、精算する。

ただし、受託事業者からの請求に基づき、県が必要と認めるときには概算払いを行うことができる。

## 7 その他

### (1)併給の禁止

当該委託業務の委託費の支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの(国が他の団体等に委託して実施するものを含む)との併給は受けられない点に留意すること。

### (2)成果品の帰属

本業務により得られた成果品は、群馬県に帰属する。

### (3)秘密の保持

ア 本業務に関し、受託事業者が、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用しないこと。

イ 受託事業者は、本業務で知り得た業務上の秘密の保持について厳守すること。

### (4)個人情報の保護

受託事業者は、本業務(業務の一部を再委託した場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令を遵守すること。なお、個人情報取扱状況については契約期間中に1回以上検査を行うものとする。

### (5)再委託の制限

本委託事業は、原則として、自らすべて適切に実施するものとするが、事業の一部を再委託しようとする場合は、県に予め書面で相談し、承認を得ること。

(6) 不明点等に関する協議

本仕様書に記載の無い事項及び内容の詳細については、その都度、県との協議により決定する。